

承認第7号

専決処分第7号の承認を求めることについて
(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承
認を求める。

令和3年9月10日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したため。

令和3年愛南町専決第7号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月1日

愛南町長 清水 雅文

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(愛南町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 愛南町個人情報保護条例(平成17年愛南町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第34条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年愛南町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(愛南町手数料徴収条例の一部改正)

第3条 愛南町手数料徴収条例(平成16年愛南町条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令」の次に「(昭和28年政令第260号)」を加え、同項第13号中「愛媛県屋外広告物条例」の次に「(昭和39年愛媛県条例第50号)」を加え、同項中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第38号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6項中「第29号」を「第28号」に改める。

別表の9の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
 条例の整理に関する条例 新旧対照表

第1条の規定による改正(愛南町個人情報保護条例)

現 行	改 正 案
第1条～第33条 略 (保有個人情報の提供先への通知) 第34条 本文略 (1) 略 (2) 情報提供等記録 <u>総務大臣</u> 及び 番号法第19条第7号に規定する情報照会 者若しくは情報提供者又は同条第8号に 規定する条例事務関係情報照会者若しく は条例事務関係情報提供者(当該訂正に係 る番号法第23条第1項及び第2項(これら の規定を番号法第26条において準用する 場合を含む。)に規定する記録に記録され た者であって、当該実施機関以外のもの に限る。) 以下 略	第1条～第33条 略 (保有個人情報の提供先への通知) 第34条 本文略 (1) 略 (2) 情報提供等記録 <u>内閣総理大臣</u> 及び 番号法第19条第8号に規定する情報照会 者若しくは情報提供者又は同条第9号に 規定する条例事務関係情報照会者若しく は条例事務関係情報提供者(当該訂正に係 る番号法第23条第1項及び第2項(これら の規定を番号法第26条において準用する 場合を含む。)に規定する記録に記録され た者であって、当該実施機関以外のもの に限る。) 以下 略

第2条の規定による改正(愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番
 号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
 条例)

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関す る法律(平成25年法律第27号。以下「法」と いう。)第9条第2項に基づく個人番号の利 用及び法第19条第10号に基づく特定個人情 報の提供に関し必要な事項を定めるもの とする。 第2条～第4条 略 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第10号の条例で定める特定 個人情報を提供することができる場合は、別 表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3 欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲 げる事務を処理するために必要な同表の第4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場 合において、同表の第3欄に掲げる機関が当 該特定個人情報を提供するときとする。 2～4 略 以下 略	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関す る法律(平成25年法律第27号。以下「法」と いう。)第9条第2項に基づく個人番号の利 用及び法第19条第11号に基づく特定個人情 報の提供に関し必要な事項を定めるもの とする。 第2条～第4条 略 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定 個人情報を提供することができる場合は、別 表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3 欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲 げる事務を処理するために必要な同表の第4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場 合において、同表の第3欄に掲げる機関が当 該特定個人情報を提供するときとする。 2～4 略 以下 略

第3条の規定による改正(愛南町手数料徴収条例)

現 行	改 正 案
第1条 略 (種類及び金額等) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおり とする。 (1)～(8) 略 (9) 船員法第104条第1項の規定により市	第1条 略 (種類及び金額等) 第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおり とする。 (1)～(8) 略 (9) 船員法第104条第1項の規定により市

現 行		改 正 案		
<u>法律の施行に関する事務</u>	<p>よる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 町又は地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)の過失による紛失等に係る再交付の場合</p> <p>(2) 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合</p> <p>(3) 町又は機構の過失による誤交付後の再交付の場合</p> <p>(4) 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合</p>			